

消防用設備等点検アプリ(試行版)をご利用いただけます

(令和2年3月31日配信開始)

点検報告の義務があります

建物の関係者(所有者、管理者など)は、法令に基づいて設置された 消火器などの消防用設備等について、定期的に点検を行い、報告する 義務があります。

点検を行う頻度

機器点検:6か月に1回総合点検:1年に1回

消防署等へ報告する頻度

飲食店や宿泊施設など^{※1}:1年に1回
共同住宅や事務所など^{※2}:3年に1回



消防用設備等点検アプリ(試行版)

新たに配信を開始した消防用設備等点検アプリ(試行版)を ご利用いただくことで、消防用設備等の点検に関する資格がない 方でも、ご自身で点検と消防署等への報告書の作成を行うことが できます。

このページについて 点検前の初期設定 ? 消防用設備等点検を実施する ? 点検結果を印刷用に出力する ? 手書きで点検結果報告書を作成する 前回の点検結果を修正する ? 極作ガイド 利用規約 設定

アプリで点検できる消防用設備等



□消火器

粉末などの消火剤を放出して、 初期火災を消火するための器具※3



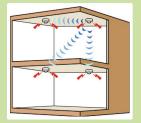
■非常警報器具

建物内の人々に、火災が 発生した旨等を伝達する ための器具



〗誘導標識

在館者を、避難口や 避難すべき方向に 誘導するための設備※4



□ <u>特定小規模施設用</u> 自動火災報知設備

火災を感知し、在館者に 火災が発生したことを 報知するための設備※5

消防用設備等点検アプリ(試行版)のダウンロードはこちら

Android 端末を ご利用の方はこちら

Google Play



iOS 端末を ご利用の方はこちら

App Store





- ※1 劇場や集会場、遊技場、飲食店、店舗、宿泊施設、病院、社会福祉施設などの建物。または、そのテナントが入居している建物。(特定防火対象物)
- ※2 共同住宅、学校、工場、事務所などの建物。
- ※3 アプリで点検可能な消火器は、内部及び機能の点検が不要のもの(加圧式:製造年から3年以内、蓄圧式:製造年から5年以内)に限る。
- ※4 アプリで点検可能な誘導標識は、配線等の点検が不要のもの(蓄光式のもの及び電気エネルギーにより光を発するものを除く)に限る。
- ※5アプリで点検可能な特定小規模施設用自動火災報知設備は、受信機又は中継器が設置されておらず、かつ自動試験機能を有するものに限る。



主な機能

消防用設備等点検アプリ

このページについて

点検前の初期設定

消防用設備等点検を実施する?

点検結果を印刷用に出力する?

手書きで点検結果報告書を作成する

前回の点検結果を修正する

操作ガイド

利用規約

設定

?

総務省消防庁 Fire and Disaster Management Agency

消防用設備等点検アプリ トップ画面

- ① はじめに、初期設定として、建物、 消防用設備等、点検者に関する 情報などを入力します。
- ② 初期設定の情報に基づき、点検の 時期が近づくと、端末の通知機能 によりお知らせします。
- ③ アプリ上の点検実施画面の案内に 従って、各消防用設備等の設置 状況などを例示したイラストを閲覧 しながら、点検基準に適合して いるかどうかを判断し、選択します。 (点検の結果、不良箇所があれば、 取替えなどが案内されます。)







点検実施画面

④ 入力した内容が点検結果報告書(消防法令に定められた様式)に反映され、PDFファイルが出力されます。(端末のダウンロードフォルダに保存されます。)

届出までの流れ

建物の関係者

(所有者、管理者など)

- ① ダウンロード・初期設定
- ② 点検時期お知らせ機能
- ③ 画面に従って点検を実施
- ④ 法令様式に反映し、PDF出力







⑤ 出力されたPDFを印刷し、消防署等に 直接持参または郵送により届出







スマートフォンやタブレット端末をお持ちでない方へ

スマートフォンなどをお持ちでない場合や、本アプリを使用せずにパソコンや手書きで点検結果報告書を作成されたい場合は、 消防庁ホームページから報告書の様式(Microsoft Word又はPDF形式)をダウンロードいただくことで、ご自身で報告書の 作成を行うことができます。なお、消火器の点検を実施するに当たっては、**消火器点検パンフレット**もご参照ください。



消火器点検パンフレット

https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/ item/prevention001_04_shoukaki_pamphlet.pdf



点検結果報告書等(消防庁HP)

https://www.fdma.go.jp/mission/prevention/post-1.html



お問合せ先